

## 宮城県第五期ニホンザル管理計画 新旧対照表

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
1 計画策定の背景及び目的 (略)	1 計画策定の背景及び目的 (略)
2 管理すべき鳥獣の種類 (略)	2 管理すべき鳥獣の種類 (略)
3 計画の期間 (略)	3 計画の期間 (略)
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (略)	4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (略)
5 管理の現状 (1)～(6) (略)	5 管理の現状 (1)～(6) (略)
6 第二種特定鳥獣の管理の目標 (1)～(5) (略)	6 第二種特定鳥獣の管理の目標 (1)～(5) (略)
7 第二種特定鳥獣の管理の目標達成に向けた施策  (1) 人との関係から見たサルの評価 (略)  (2) 管理のための対策 イ ポピュレーションに対する対策 ロ 群れに対する対策 市町村は、評価レベルごとの対策を以下に基づき講じるものとするが、個体数の増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は、捕獲も含めた対策を検討する。 県は、生息状況調査結果を市町村に提供し、その対策について助言などを行うこととする。	7 第二種特定鳥獣の管理の目標達成に向けた施策  (1) 人との関係から見たサルの評価 (略)  (2) 管理のための対策 イ ポピュレーションに対する対策 (略) ロ 群れに対する対策 市町村は、評価レベルごとの対策を以下に基づき講じるものとするが、個体数の増加による分裂や遊動域の拡大が予想される場合は、捕獲も含めた対策を検討する。 県は、生息状況調査結果を市町村に提供し、その対策について助言などを行うこととする。

変 更 後 (新)				変 更 前 (旧)	
群 れ 評 価	群れのグ ループ間	群れに対する対策		<p>(イ) 評価レベルのより高い群れ (A～Dレベル) への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ポピュレーションごとに、良好な関係に戻しやすいと判断される群れからこれまで以上に積極的、組織的、継続的な追い上げを実施する。(資料4, 5参照)。</u></li> <li>・ <u>サルの良い生息地となるよう追い上げ目標地域の自然の多様性を保全する各種対策を実施する。</u></li> </ul> <p>(ロ) 評価レベルのより低い群れ (E～Fレベル) への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>被害農家、一般市町村民、市町村間で早急に群れへの対処法を検討し、具体的な到達目標を定め、電気柵の設置、捕獲及び直接的威嚇等(資料3参照)の諸対策を選択し、どのように組み合わせて実施するかを決定するとともに、追い上げの可能性についても検討する。</u></li> </ul> <p>(ハ) 評価レベルが最も低い群れ (WF) への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個体数増加による群れの分裂を防止するため、関係者の合意形成のもと多頭捕獲を含めた諸対策を実施する。</u></li> <li>・ <u>群れが分裂し、その遊動域をより下流域(市街地側)に広げ被害を拡大させた群れについては、関係者の合意形成のもと全頭捕獲の実施も検討する。 ただし、全頭捕獲を実施する場合は、上流域に生息する群れの追い上げを徹底して行う必要がある。(追い上げを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに上流域の群れが定着し評価レベルを低下させるおそれがある。)</u></li> </ul>	
A	評価レ ベルが 高い	・積極的、組織的、継続的な 追い上げ・追い払い	・悪質度の高い問題個体が特定できる 場合には選択捕獲を検討する。		
B	群れ	(良好な関係に戻しやすい と判断される群れから行 う)			
C		・集落環境整備等の被害防 除対策			
D	評価レ ベルが 中程 度の 群れ	・積極的、組織的、継続的な 追い上げ・追い払い ・集落環境整備等の被害防 除対策	・悪質度の高い問題個体が特定できる 場合には選択捕獲を検討する。 ・追い払い等による効率的な成果を得 ることが難しい場合(個体数が多い・ 追い上げ先に群れがある等)には多頭 捕獲を検討する。		
E	評価レ ベルの より 低い 群れ	・追い上げの可能性につい ても検討する ・集落環境整備等の被害防 除対策	・関係者の合意形成のもと多頭捕獲を 検討する。 ・様々な対策を行った上でも、被害が なくなる場合や隣接群が多く、す み分けを図ることが困難な群れは全 頭捕獲を検討する。		
F	評価レ ベルが 最も 低い 群れ	・全頭捕獲を行う場合、隣 接する群れの追い上げ・追 い払いを実施する ・集落環境整備等の被害防 除対策	・関係者の合意形成のもと多頭捕獲又 は全頭捕獲を検討する。 (WFは全頭捕獲を積極的に検討す る。)		
W F					

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>ハ 対策の実施に関する注意事項</p> <p>_____ 対策を実施する場合には、以下について十分配慮する必要がある。また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。</p> <p><u>(イ) 共通事項</u></p> <p>○ <u>防除対策を行うことにより加害性を低下させることも加害群の減少と言えることに留意し、まずは被害防除対策を徹底する。</u></p> <p>○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に把握しながら、定期的の実施事項を見直す。</p> <p>○ <u>遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない。群れが分裂した場合、派生した群れについては評価レベル判定結果に基づいて対策を検討し、個体数の増加防止を図る。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>○ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる。</p> <p>○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れや<u>個体</u>については、選択捕獲から全頭捕獲までを含め捕獲を積極的に検討する。表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。</u></p> <p>なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。</p>	<p>ハ 対策の実施に関する注意事項</p> <p>_____ <u>特に、評価レベルのより低い群れ（E～WF レベル）に対しては、以下について十分配慮する必要がある。また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に把握しながら、定期的の実施事項を見直す。</p> <p>○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない、<u>群れから出たオスに対しては、捕獲も含め評価レベルの高い群れに悪影響を与えない対応策を迅速に講じる。</u></p> <p>○ 遊動域の下流域への拡大や群れの分裂等が発生した場合は次のような対応に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払いの結果による追い散らし（資料：1.用語の解説参照）の結果により、今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害が拡大した場合には、その地域から群れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。</li> <li>・ <u>追い払いの結果による追い出しで、新たな地域に分裂群が移動し農作物・生活被害を発生させた場合には、分裂群の速やかな捕獲（全頭捕獲を含む。）に努める。</u></li> <li>・ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる</li> </ul> <p>○ 群れの評価レベルに基づいた具体的対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。</p> <p>_____ <u>分裂により、新たに派生した群れについては、生息状況調査の評価レベル判定結果に基づく多頭捕獲や全頭捕獲を検討し、個体数の増加防止を図る。また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れについては、選択捕獲や全頭捕獲を検討する。表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。</u></p> <p>_____ <u>なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。</u></p>

(ロ) 追い払い

○追い払いによる追い散らし（資料：1.用語の解説参照）が結果として今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害を拡大させた場合には、その地域から群れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。

(ハ) 多頭捕獲

○関係者と合意形成を行うこと。

○多頭捕獲を行う場合には、捕獲目標頭数を設定すること。（残す目安としては、最低でも30頭以上、かつオトナメス10頭以上が含まれること。30頭まで減らしても被害軽減が認められない場合は、周辺の個体群全体と当該群の実情を勘案しつつ、さらに踏み込んだ捕獲を行うことも検討する。）

(ニ) 全頭捕獲

○関係者と合意形成を行うこと。

○全頭捕獲は、様々な被害防除対策を実施しても加害性が低下しない群れを対象とすること。

○悪質な加害個体を取り逃がすことを避けるため、大型檻での捕獲は十分に誘引をすること。

○複数の群れの誘導域が重複する地域には捕獲檻を設置しないこと。

○評価レベルの高い群れ、中程度の群れを対象とした全頭捕獲は行わないこと。長期の餌付けがかえって群れの加害性を高め、地域の被害を拡大させる恐れがある。

○追い上げ・追い払いを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに隣接群が定着し評価レベルを低下させるおそれがあるので留意すること。

ニ及びホ (略)

(3)～(6) (略)

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)～(3) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ニ及びホ (略)

(3)～(6) (略)

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1)～(3) (略)